

県が指導監査の権限を有する施設等

区分	No.	検査対象種別	
社会福祉法人	1	社会福祉法人（県が所轄庁である法人）	
児童福祉施設系	2	乳児院	
	3	母子生活支援施設 注1	
	4	児童養護施設	
	5	児童心理治療施設	
	6	保育所 注2	
	7	幼保連携型認定こども園 注1	
	8	認可外保育施設 注3	
	9	学校法人	
	10	指定保育士養成施設	
	老人福祉施設系 注1	老人福祉施設等	11
12			特別養護老人ホーム
13			地域密着型特別養護老人ホーム
14			有料老人ホーム
15			サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム該当）
16			軽費老人ホーム
介護保険施設		17	指定介護老人福祉施設
		18	介護老人保健施設
		19	指定介護療養型医療施設
		20	介護医療院
サービス系		21	指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者
		22	市町村が行う介護保険事業
障害福祉施設系	保護施設等	23	救護施設等
		24	社会福祉法による授産施設
	障害者支援施設・障害児入所施設	25	障害者支援施設
		26	障害児入所施設
	サービス系	27	指定障害福祉サービス事業者等 注2
		28	指定障害児通所支援事業者 注1

注1 宇都宮市内に設置されている施設を除く

注2 宇都宮市内及び栃木市内に設置されている施設を除く

注3 町に設置されている施設のみ